所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の手続については、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和６年３月２７日

盛岡地方法務局宮古支局
登記官　　佐々木　正　人

記

１　手続番号
第４００４－２０２０－０００２号
表題部所有者不明土地に係る所在事項
釜石市大字釜石第１地割２７３番

２　手続番号
第４００４－２０２０－００１５号
表題部所有者不明土地に係る所在事項
下閉伊郡岩泉町大川字長田８６番８２

３　手続番号
第４００４－２０２０－００２１号
表題部所有者不明土地に係る所在事項
下閉伊郡岩泉町大川字日陰道の下５６番８